

# 1922年9月の日本共産党綱領(上)

加藤 哲郎

---

- 1 はじめに モスクワに保存されていた日本共産党22年綱領
- 2 いわゆる「22年綱領草案」と第一次共産党史研究  
モスクワ・アルヒーフ事情にも関説して
- 3 日本共産党22年9月綱領の内容と特徴 天皇制問題の不在
- 4 22年綱領の起草者・署名者 山川均起草，荒畑寒村・堺利彦署名？
- 5 23年2月市川大会報告書からみた日本共産党「創立」の時期（以上本号）
- 6 23年3月石神井大会報告書から見た第一次共産党の綱領問題  
徳田球一予審問調書に発する「神話」との対比で
- 7 石神井大会綱領討論の真実 「君主制廃止」は本当に議論されたのか？
- 8 いわゆる日本共産党綱領草案は関東大震災後のモスクワ指令？
- 9 おわりに 「天皇制神話」と「革命伝説」を超えて

## 1 はじめに モスクワに保存されていた日本共産党22年綱領

前号の「河上肇ファイル」に続いて、当初の予定では、そこでも用いた1931年の日本共産党報告書「Report JAPAN (March 1931)」(RTsKhIDNI,f.495/op.127/d.299)を資料紹介する予定であったが、1998年6月のロシア現代史資料保存研究センター再訪のさい、この報告書の一部が別のファイル(f.495/op.127/d.288)に分割されて入っており、風間文吉・松村＝スパイM(本名飯塚盈延)指導下の「非常時共産党」についての重要資料で、より慎重な解読が必要であることがわかったため、今回は時代を遡り、同じく6月に閲覧した日本共産党関係初期のファイルに入っていた、1922年9月の日本共産党創立大会綱領「PROGRAM OF THE COMMUNIST PARTY OF JAPAN (Adopted by the National Convention of the Communist Party of Japan, Sept. 1922)」(RTsKhIDNI,f.495/op.127/d.9/104-107)を、論説のかたちで紹介しよう。

なお、以下の解読にあたっては、資料閲覧・入手とロシア語表記・欄外書き込みなどについて藤井一行富山大学名誉教授、内田健二大東文化大学教授、内容解読について石堂清倫氏、関連資料について法政大学大原社会問題研究所五十嵐仁教授、一橋大学渡辺治教授らにご教示・ご協力を受け

たが、内容上の全責任は、もとより筆者にある。記して謝意を表する。

日本共産党の「22年綱領」というと、通常、1922年6月のコミンテルン第2回拡大執行委員会で設けられた執行委員会綱領問題小委員会で提議され、同年11 - 12月のコミンテルン第4回大会時にモスクワで討議・起草され、同大会日本共産党代表団（高瀬清、川内唯彦）が持ち帰って、23年3月石神井での日本共産党臨時大会で審議されたとされる「日本共産党綱領草案」（村田陽一編訳『資料集 コミンテルンと日本』第1巻、大月書店、1986年、141-144頁）を指す場合が多いが、ここに紹介するのは、それとは全く別のものである。

それは、英文タイプ文書であるが、草案ではない「日本共産党綱領」で、「1922年9月、日本共産党全国大会で採択」と明記され、「General Secretary Aoki Kumekichi, International Secretary Sakatani Goro」の直筆手書き署名がある。さらに中央に星印、そのまわりに「日本共産党幹部之印、The Executive Committee of the Communist Party of Japan」と彫られた大きな朱色の丸印まで押されてモスクワに届けられ、旧ソ連邦共産党中央委員会付属マルクス・レーニン主義研究所コミンテルン・アルヒーフに保存されていたことからして、これまで知られていなかった日本共産党創設期の重要文書である。

ちなみに、この文書と同じファイルの前の方（f.495/op.127/d.9/11-18）に綴じ込まれた「CONSTITUTION OF THE COMMUNIST PARTY OF JAPAN（The Members of the Provisional Central Executive Committee of the Communist Party of Japan, April 24th 1921）」は、故村田陽一がロシア語雑誌『極東諸民族』第4号（1921年10月）から訳出した「日本共産党規約（日本共産党暫定執行委員会、1921年4月ごろ）」（村田編訳同上書、486-489頁）の英文オリジナル（ただし村田氏の推測した執行委員個々人の署名はなかった）と思われる、ドイツ語・フランス語・ロシア語訳も一緒に綴じてあったが、この1922年9月「日本共産党綱領」の方は、このファイル中では英文のみで、英語で複写文が作られていた。まずはこれを、英文オリジナルから訳出してみよう。なお、この綱領を後に記憶にもとづいて再現したと思われる日本語「綱領」が、1926年日本共産党再建期のファイルに入っていたが（f.495/op.127/d.145/202-207）、脱落が多い不完全なものであるため、ここでは英文から現代日本語に直接翻訳する。

## 日本共産党綱領

第3 共産主義インターナショナルの支部である日本共産党は、非合法のプロレタリア政党であり、その目的[aim]は、ソヴェト権力を基礎としたプロレタリアート独裁樹立を通じての、資本主義レジームの打倒[overthrow of the Capitalist regime]である。

日本は、東洋の資本主義諸国のなかで最も強力で、世界戦争中に占めたその有利な地位が、資本主義体制の突然の発展と拡張をもたらした。世界経済危機の圧力のもとで、日本資本主義は、すでにして不平等な搾取と迫害を、無産大衆、労働者、農民及びその他の下層住民へいっそうしめつけようと、懸命にたたかっている。共産党は、これらプロレタリア大衆を強力な戦闘体へと組織し、政治権力と生産体制をプロレタリアートの手中に奪取するプロレタリア革命

No. 902.

Important Documents  
C.P. J.

104



PROGRAM OF THE COMMUNIST PARTY OF JAPAN

The Communist Party of Japan, a section of the Third Communist International, is an illegal, proletarian political party, whose aim is the overthrow of the Capitalist regime through the establishment of the Dictatorship of the Proletariat based on the Soviet Power.

Japan has been the most powerful of the capitalist nations of the Orient, and the favourable position she occupied during the World War has brought about a sudden development and expansion of her capitalistic system. Under the pressure of the world economic crisis, the Japanese Capitalism is struggling hard to tighten its grip of already unequalled exploitation and persecution upon the toiling masses: the workers, and peasants, and other lower strata of population. The Communist Party takes upon itself the task of organizing these proletarian masses into a powerful fighting body, leading them on to the Proletarian Revolution - the seizure of political power and system of production in the hands of the proletariat.

The three principal nations of in the Far East, China, Japan, Korea, and Japan, are most closely related to one another in their political, social, and economic life, and thus bound to march together on to the goal of the Communism. The international solidarity of the proletariat, and particularly of these three countries is the condition indispensable to the Victory and Emancipation not only of the Proletariat, not only of the respective countries but of the whole world.

Adopted by the National Convention of the Communist Party of Japan, Sept. 1922.



General Secretary

*Aoki Kamekichi*

International Secretary

*Sakatani Goro*

へと彼らを導く任務を自ら引き受ける。

### 労働運動

日本における労働者の運動は、なお揺籃期にある。労働組合運動は、日本の帝制[Japanese Zardom]のくびきのもとで、なお正常な発展線上に従ってこなかった。大多数の受動的で脅迫され未組織な大衆とならんで、自覚的で戦闘的な少数派分子があり、その気質とイデオロギーは、ヨーロッパの労働者の最も進んだ部門のそれに匹敵するほど革命的である。未組織労働者のあいだでさえ、いかなる野蛮に抑圧された無産者[toilers]のなかにも広がり根付いているような、本能的反抗の感情がある。これらの本能的反抗と革命的要求に対して、共産党は、もっとも明白に定義づけられた目的[purpose]と、それを実現する[of realizin it]最も有効な諸手段を与えるよう努める。この目的のために、共産主義者は、組合の政策を支配できるように、すべての労働者の組織に浸透し、未組織大衆をプロレタリア的闘争へと教育し導き組織するように、彼らとの緊密な接触を保持しなければならない。この困難な仕事のなかで、党は、プロレタリア独裁樹立という究極的目標をしっかりと保持しつつも、労働者の日常的諸闘争に積極的に加わるために、あらゆる機会に「統一戦線[the United Front]」という共産主義戦術を遂行して、その合法的諸活動を組織しなければならない。こうした路線でのその成功的闘争を通じてのみ、共産党は、プロレタリア大衆党、プロレタリアートの真の前衛党という性格を身につけることが期待できる。

産業労働者のより積極的で影響力ある部門のいくつかは、アナルコ・サンディカリズムのイデオロギーという小児病に冒されてきた。彼らは「自由な労働者のレジーム」という幻想的考えを素朴に胸に抱いて、中央集権的組織とプロレタリア独裁樹立を含むすべての「政治的な」活動に反対し、なお少数派労働者を指導し影響を与える地位にあり、プロレタリアートの目の必要のための不可分の努力と究極的勝利の双方に損害を与えている。

これらの革命的分子には、我々の原理の問題ではいかなる譲歩をもなすことなしに、彼らのできるだけ多数を我々の目標と戦術にかちとるために、党によって最大限の忍耐と寛容をもって接近されなければならない。

### 農業問題

農業の領域では、窮乏化の過程が着々と進行し、小作と土地集中の顕著な増大をもたらしている。この傾向は、突然の産業発展・拡張によって拍車をかけられている。産業労働者の反抗的活動により触発されて、農村無産者は組織化し、彼らの階級敵と闘いはじめ、戦争によって引き起こされた切実な労働力不足によって彼らの地位が強化されたことを見出してきた。産業不況に入って後にさえ、小作人と農民は、彼らの闘争と組織化を続けている。彼らは、耕作を放棄せざるをえないような小作料の軽減を要求している。何千エーカーもの土地が、小作人によって放棄されてきた。そして地主たちは、雇用労働と農業機械の助けによって、その土地を自分で耕すよう余儀なくされている。

こうした情勢を考慮し、とりわけ小農民と小作人が全人口の70パーセント近くを占め、彼ら

の助けなしにはプロレタリアの勝利は不可能であるというより基本的な事実をふまえて、日本共産党は、小作人の組織化においてイニシアティブをとり、農村労働者が共産主義の理想を理解し、彼らの唯一の救済を社会革命のなかに見出すようになるように、農村におけるたゆまぬ宣伝と煽動を続けるべきである。

### 政治活動

この国における諸政党は、資本家階級の党である。しかしながら、彼らの支配は、封建日本の遺制である官僚と軍部の影響力によってチェックされている。したがって、この二つの勢力の対立と妥協が、今日の政治の骨格を成している。ブルジョア民主主義は、なおその最盛期にはいたっておらず、普通選挙権は、なお日程にのぼっていない[The Bourgeois Democracy is yet to see its palmyest day, and the universal suffrage to be fought for]。

共産党は、議会制度それ自体はブルジョアジーの機構にほかならず、プロレタリア革命の道具としては頼りにならないという真理を完全に確信しながらも、にもかかわらず、議会制度の完成はプロレタリアートの闘争の正常な発展における基本的一階梯を成すという立場をとる。したがって党は、「民主主義の進歩[progress of Democracy]」を早めるように助ける、プロレタリアートの政治活動を組織する。しかしながら、我々の議会内外の政治活動は、我々の全般的な共産主義的宣伝・煽動の特徴を留めなければならない。それらは、一方でのプロレタリア的闘争の拡大・深化とブルジョア民主主義の欺瞞[hypocresy]・無益の暴露、他方でのプロレタリアートに対する彼ら自身の政府機構を創出する必要の示威、から成っている。そのようにしてのみ、党は、プロレタリアートが彼らの闘争の本質的に政治的な性格を確信し、彼らの闘争を最期の政治権力奪取へと持続することができるようになると思える。そして、そのようにしてのみ、我々は、労働者・農民・兵士ソヴェトを基礎にしたプロレタリア独裁樹立を目的とする我が党の指導に、プロレタリアートが従うであろうと確信する。

### 軍国主義

東洋のドイツとして知られる日本帝国は、世界的に有名な軍事官僚制をもっている [The Japanese Empire, known as a Germany of the Orient, has its world-famous Militarist Bureaucracy]。日本の主戦論者[Jingoes]たちは、アメリカ合衆国との戦争という考えにさえ、尻込みしていない。そして、彼らの自然な同盟者は、貪欲に市場を切望するブルジョア資本家である。

軍国主義者の影響力の秘密は、彼らの愛国主義にある。軍国主義者が学校と軍隊内で熱心に説いてきた愛国主義は、なお大多数の人々を掌握している。愛国主義の毒により盲目にされ聞こえなくされて、彼らはまだ、軍隊の真の機能が、資本主義的支配を維持し、資本家が生産者大衆をいつまでもより効率的に搾取し抑圧することであることを、理解できないでいる。

共産党は、断固として軍国主義と闘う。党は、愛国主義の呪縛を断って、軍国主義者の権力の土台を転覆し、かくして革命的プロレタリアートの赤軍組織化への道を準備しなければならない。

## 朝鮮，中国，シベリア問題

日本共産党は、あらゆる種類の帝国主義政策に断固として反対する。党は、公然であれ秘密であれ、中国・シベリアへの侵略、これらの国々の政府への干渉、中国・満州・モンゴールにおける「影響圏」「既得権」及び類似の性格を持つすべての他の企てと実行に反対する。

日本帝国主義のすべての犯罪の中でも最も悪名高いのは、朝鮮併合と朝鮮人民の奴隷化である。日本共産党は、たんにその行動を非難するだけではなく、朝鮮人民の解放のために必要なあらゆる措置を講じる。朝鮮独立のために闘っている朝鮮の愛国者の多数派は、ブルジョア・イデオロギーと民族主義的の偏見から解き放たれてはいない。我々は、たんに朝鮮革命の勝利のためばかりではなく、彼らを我々の共産主義的原理に獲得するためにも、彼らと共同して行動することが必要である。朝鮮革命は日本における民族的危機をもたらすであろうし、朝鮮と日本の双方のプロレタリアートの運命は、二つの国の共産党の統一した努力によってもたらされる闘争の成功ないし失敗に依存するであろう。

極東における三つの重要な民族である中国・朝鮮・日本は、彼らの政治的・社会的・経済的生活において互いに密接に関係し合っており、かくして、共産主義の目標へと共に行進する責務をもつ。プロレタリアートの国際連帯[international solidarity]、とりわけこれら三国の国際連帯は、たんにそれら諸国ばかりでなく全世界のプロレタリアートの勝利と解放のために、絶対欠くことの出来ない条件である。

1922年9月、日本共産党全国大会で採択

署名 書記長[総務幹事]      アオキ・クメキチ  
国際書記[国際幹事]      サカタニ・ゴロウ  
朱印（日本共産党幹部之印）

## 2 いわゆる「22年綱領草案」と第一次共産党史研究 モスクワ・アルヒーフ事情にも関説して

この1922年9月日本共産党綱領は、英語で書かれたもので、日本語文はなかったが、警察文書である立山隆章『日本共産党検挙秘史』（武俠社、1929年）に紹介された「英国共産党暫定規約」（日本共産党創立大会規約の市川大会改訂版、100頁以下）などとは違って、コミンテルン文書館に保管されていたものである。日本語文やドイツ語・ロシア語訳が別なファイルに保管されている可能性は否定できないが、正規の党印が押され、二人の幹部の直筆署名がある。官憲の手に成る偽造文書とは考えられない。

今日の日本共産党の公式党史では、日本共産党は、1922年7月15日に東京渋谷で創立大会を開いたとされ、そこでは「党規約を採択し、コミンテルンへの加盟を決議、中央執行委員長に堺利彦を選出」したとされている。1921年4月堺利彦・山川均・近藤栄蔵らの日本共産党準備委員会「日

本共産党宣言」「日本共産党規約」の存在は認めているが、綱領については、「コミンテルンは1922年6月の第二回拡大執行委員会で綱領作成の作業にとりかかり、その一環として日本共産党綱領作成のための委員会をつくり、片山潜の参加のもとに、日本共産党綱領草案の起草をすすめた。党は、その年の11月にひらかれたコミンテルン第四回大会に、高瀬清、川内唯彦を派遣し、日本共産党の成立を報告した。コミンテルン大会は、これを承認し、党は、コミンテルン日本支部・日本共産党として正式にみとめられた」としたうえで、1923年2月4日市川での第二回大会で「コミンテルン第四回大会の報告、規約の改正、役員の改選など」を行い、同年3月15日石神井での臨時党大会で「綱領草案を討議」し、「君主制の廃止」など「22項目の当面の要求は出席者によって確認されたが、綱領全体についての決定は大会後に持ちこされた。そして、綱領委員会でひきつづき審議することになったが、同年6月の第一次検挙のため、綱領草案は審議未了になった」という(『日本共産党の七十年』1994年)。

いうまでもなく、今日の日本共産党が初めての綱領的文書として公認する「綱領草案」とは、筆者の訳出した「日本共産党綱領」ではなく、1924年のレーニンの死の頃、コミンテルン『共産主義インタナショナル綱領問題資料集』に初めて発表された「日本共産党綱領草案」を指す(加藤哲郎『コミンテルンの世界像』青木書店、1991年、91頁)。こうした叙述の典拠となったと思われる村田陽一編訳『資料集 コミンテルンと日本』第1巻は、これを「日本共産党綱領草案起草の作業は第四回大会までにはまだ完了していなかったが、1923年6月の第三回拡大執行委員会のときにはすでに終了していた。……正式には採択されなかったが、高瀬と川内によって日本にもちかえられて、1922年3月15日の石神井臨時党大会の審議にかけられたが、綱領の全文としては審議未了になった」と注記し(521頁)、「1922年12月ごろ、コミンテルン執行委員会綱領問題委員会日本委員会」が作成したもとして収録している(141頁以下)。いわゆる「22年綱領草案」である。

しかし、これらに関連しては、学問的には深刻な論争がある。主題的に論じた犬丸義一『第一次共産党史の研究』(青木書店、1993年)はおおむね村田陽一説=公式党史に近いが、松尾尊兌『創立期日本共産党史のための覚書』(『京都大学文学部紀要』19号、1979年)、岩村登志夫『コミンテルンと日本共産党の創立』(三一書房、1977年)、同「お天気と歴史 日本共産党創立神話」『思想』715号(1984年1月)、川端正久『コミンテルンと日本』(法律文化社、1982年)などは、日本共産党創立の指標・時期、創立大会の有無・年月日、綱領・規約など基本資料の有無・作成時期・内容・位置づけなどについて、それぞれ史資料に依拠しつつ、独自の説を展開してきた。今日の学界レベルでは、岩村説に触発された江口圭一『体系日本の歴史』第14巻(小学館、1989年、104-106頁)や松尾尊兌『普通選挙制度成立史の研究』(岩波書店、1989年、229, 251-254, 465頁)の叙述によって、むしろ1921年春日本共産党創立説が有力になってきたともいえる。

それというのも、1922年7月創立説自体、1930-32年の日本共産党公判闘争のなかで初めて出てきたもので、コミンテルン文献では22年7月以前から「日本共産党」の表現が幾度も用いられていたし、7月15日創立大会開催を根拠づけるのも、高瀬清の晩年の回想『日本共産党創立史話』(青木書店、1978年)のみで、文献的根拠を欠くからである。

本資料「日本共産党綱領」は、「日本共産党全国大会で採択、1922年9月」と明示している。英語のthe National Conventionが正規の「全国大会」であり、規約上の「全国協議会」the National

Conferenceと区別されることは、同じオーピシ中の1921年4月24日付け全48条「規約」The Constitution of the Communist Party of Japan第29条(村田『コミンテルンと日本』第1巻、488頁)からはっきりしている。しかしそれは、「創立大会」「第1回大会」とは明示していない。また「1922年9月」が「全国大会」開催時期であるのか、綱領起草時点であるのかは、この記録からだけでは特定できない。創立大会で採択されたと公式党史でも扱われる全24条の山川均執筆とされる「規約」についてさえ、松尾尊兌が詳しく考証したように、原本そのものははっきりしていない(前掲論文88-95頁)。大会でそのまま採択されたものか、コミンテルン第4回大会に高瀬・川内が出席するさい指導部により手を加えられたものかも判然としない。

これらの問題をめぐって、犬丸・松尾・岩村氏は執拗に議論を繰り返しているが、筆者自身は、そもそもコミンテルン本体の綱領・規約自体がきわめて政治的なもので、必ずしもそのまま遵守され実践されたものではなく、ましてや個々の支部のそれは、モスクワ=ソ連共産党とコミンテルン執行委員会の意向でご都合主義的に改変されてきたものと考えから、綱領・規約フェティシズムは採らない。その内容を含めて、コミンテルン型世界政党内の政治史的文脈で理解する。

公式党史『日本共産党の七十年』は、前述のように、モスクワで作成された「日本共産党綱領草案」を「党の最初の綱領的文書」として扱うが、1922年「創立大会」があったと仮定しても、学問的にはそこで「綱領」がつけられたかが論点になっている。

松尾尊兌は、「規約(英国共産党暫定党規)が作成されたことは確実だが、綱領については不確実。戦前の証言は綱領を作成しなかったとの立場をとるものが多い」としたうえで、戦後の近藤栄蔵、鈴木茂三郎、野坂参三の言及と高瀬清の『近藤栄蔵自伝』(ひえい書房、1970年)所収座談会及び志賀義雄との対談での「日本から持っていった綱領」という発言に注目した(前掲論文、167-168頁)。犬丸義一は、これを踏襲しつつ、「戦後は綱領採択説も有力になってきている」として、野坂参三、鈴木茂三郎、高瀬清、荒畑寒村の証言を考証したうえで、「正式の綱領は創立当時存在せず、きわめて簡単な行動綱領のみ暫定的にきめられたのであろう」と結論づけた(前掲書、181-182頁)。

こうした論争がおこるのも、確たる資料が存在せず、当時の関係者の記憶による証言のみで、あれこれ推測が行われてきたからである。

本資料を綴じ込んだファイルには、一緒にあってもおかしくない全24条「規約(憲章)」その他「日本共産党全国大会」関係の他の資料は入っていなかったが、それは、筆者の閲覧し得たファイルが「fond f.495/オーピシop.127」のなかの限られたファイルに留まるものであり、他のfondやオーピシ・ジェーロ、さらには一般ファイルばかりでなく個人ファイルをも詳しく探索すれば、本資料を肉づける記録が出てくる可能性がある。

例えば故村田陽一が『資料集 コミンテルンと日本』全3巻を補って編訳した『初期日本共産党とコミンテルン』(大月書店、1993年)所収資料は、本資料と同じ旧ソ連ML研究所アルヒーフで1989年以前に未公開であったものであるが、本資料と同じ時期を対象としながらも、本資料の入っていたボックスとは異なる「fond 534・オーピシ4」から探索されたものが多いようである。筆者の探索したfond 495からと明示されたものは、「資料24 コミンテルン執行委員会アメリカ・日本地域書記局、1927年1月7日会議議事」(オーピシ154)と「資料29 コミンテルン執行

委員会日本地域書記局, 1927年4月26日会議議事録」(オーピシ154)のみであり, 筆者が多数の日本語文書を含む1000枚以上を閲覧した「オーピシ127」の資料は入っていない。もっとも旧ソ連時代のML研アルヒーフは, 今日とは逆に, 所蔵資料番号を明示しないよう研究者に求めていたのであるが(こうしたアルヒーフ事情については, R・W・デイヴィス『ペレストロイカと歴史像の転換』『現代ロシアの歴史論争』共に岩波書店, 1990・98年, 参照)。

政府・政党・マスコミやロシア大使館の援助を受けることなく, 外国人の一研究者として, 通常手続きで, 現時点における公開資料を閲覧してきた筆者の経験的印象からすると, 同アルヒーフには, 日本語を含む膨大な日本関係資料が残されており, しかもそれらは, さまざまなフォンド・オーピシに分散して所蔵されている。

本稿は, もともとロシアを主たる研究対象とせず, ロシア語を解せず, コミンテルンといっても主に1930年代に関心を持ってきた筆者が, 旧ソ連在住スターリン粛清日本人犠牲者の足跡を探索中に, たまたま遭遇した断片的資料を紹介・解説するものである。犬丸・松尾・岩村・川端氏ら第一次共産党史の専門研究者が, 長期に系統的に旧ソ連アルヒーフ資料(旧ML研のみならず, 他のいくつかのアルヒーフにも日本関係資料がある)を探索するならば, これまでの日本共産党史に関する論争問題の多くは, 案外簡単に資料的裏付けを得て解決されるであろう。

### 3 日本共産党22年9月綱領の内容と特徴 天皇制問題の不在

やや回り道をしたが, 先に訳出した「日本共産党綱領」自体を検討してみよう。

第一に, この綱領は, 1922年1月極東民族大会でのサファロフ報告・日本代表団政綱や, 22年夏のヴォイチンスキー論文, 22年末モスクワ作成とされてきた日本共産党綱領草案, 27年テーゼ, 31年政治テーゼ草案, 32年テーゼ, 36年日本の共産主義者への手紙, 等々とくらべると, きわめて一般的かつ短文であり, 歴史的叙述がなく, 行動綱領も入っていない。わずかに, アナルコ・サンディカリズムに対する態度や「統一戦線」に当時の日本的・状況の特徴が反映されているが, 君主制=天皇制については軍部官僚制と愛国主義イデオロギーに解消しており, 普通選挙権への態度も曖昧である。「Japanese Zardom」「東洋のドイツ」といった表現は, 極東民族大会サファロフ報告を連想させるが(村田『コミンテルンと日本』第1巻, 64,72頁, 川端『コミンテルンと日本』289,319頁), 当時のありふれた表現でもある。この意味で, かつて隆盛した日本マルクス主義理論史・日本資本主義論争史・天皇制国家論争史風の問題設定からすれば, とりたてて特徴のない, つまらない内容である。

しかしまたこれは, それまで国内で相互に対立していたいくつかの社会主義の流れをまとめあげ, コミンテルン日本支部としてモスクワで承認と援助を得るという実際の目標からすれば, 「アナ・ボル論争」やブルジョア民主主義革命とプロレタリア社会主義革命の関係, 日本の天皇制や当面する普通選挙権・議会制への態度等について詳論せず, 当時のマルクス主義理解による一般的原理を述べるに留めているがゆえに, 創設に加わったメンバーから異論の出にくい, 「最大公約数」たりうるものである。筆者はそれゆえに, これは, 日本共産党創立時の正式の綱領であったと判断する。

ではなぜ、見方によっては凡庸な(？)、一般原理にとどまるプログラム=綱領を、全国大会を開いたばかりの日本共産党は、モスクワに届けたのであろうか？ それは、一つには当時のコミンテルンの綱領討論全体の特徴を、より低い次元で反映しており、そもそも綱領とはマルクス=エンゲルス『共産党宣言』風のアピールなのか(前年4月の「日本共産党宣言」)、ドイツ社会民主党「エルフルト綱領」風の最大限綱領・最小限綱領を含むものなのか、日本の共産主義者たちには、わからなかったためであろう。当時コミンテルン執行委員会内に綱領問題委員会がつくられ日本問題もとりあげられるというモスクワ情報が伝わっていたかどうかは定かでないが(岩村登志夫『コミンテルンと日本共産党の成立』78頁は、野中誠之の来日からこれを示唆する)、たとえ伝わっていたとしても、どのような長さ・構成のどこまでふみこんだ綱領をつくるべきかは、彼らには判断できなかったであろう。モスクワでもなお、「綱領とはなにか」が、機関紙誌上で散発的に論じられている局面だった(加藤『コミンテルンの世界像』72頁以下)。

したがって、1922年夏時点で日本共産党正式結成を志す人々がさしあたり必要とした綱領とは、コミンテルンとの関係では、「加入条件21か条」を認めて日本支部として承認されることであり、旧来の規約との関係では、21年暫定執行委員会全48条規約のいう「党の原則と戦術」「党憲章」(第3条) 英語ではprinciples and tactics of the party, the party constitution = 規約そのもの、同じ22年夏創立大会で採択されたとされる全24条「英国共産党暫定党規」に従えば「無産階級の独裁によって資本主義を撤廃し、社会主義を実現する」(第2条)という一般的「目的」レベルでの「共産党インタナショナルの主義及び政策」「綱領と規律」(第3条)であった。

当時のコミンテルン「加入条件21か条」第15条には、「いまなお旧い社会民主主義的綱領を保持している諸党は、できるだけ短期間にその綱領を改訂し、自国の特殊な諸条件に適合しながらも、共産主義インタナショナルの諸決定の精神に立つ、共産主義的綱領を作成する義務がある。……各党の綱領は、共産主義インタナショナルの定期大会または執行委員会の承認をえなければならない」とあったが、そのような意味での公式綱領を持つ支部=各国共産党はロシア共産党(ポリシェヴィキ)以外生まれていなかったし、日本では「旧い社会民主主義的綱領」さえなかった。そもそもコミンテルン指導部自体が、統一した「綱領観」を持っていなかったのである(加藤『コミンテルンの世界像』第一部参照)。当時の日本の共産主義者が、メンバーの意見の「最大公約数」を「綱領」と考えたとしても、何の不思議もない。

ちなみに、筆者が「f.495/op.127」の数百綴りのファイルをおおまかに通観した限りでは、この1922年夏「日本共産党綱領」以前と思われる綱領関連文書は、前述21年4月「The Constitution」(村田氏はその構成・内容からConstitutionを「規約」と訳したが、第3条条文中では「憲章」と訳している)のほかに二つあった。

一つは、「米国共産党合同大会で採択されたもの」と日本語で注記された「米国共産党の綱領」(f.495/op.127/d.9/40-103)という日本語手書きの長大な訳文で、片山潜ら米国共産党結成に加わった日本人共産主義者グループが、1921年5月のアメリカ共産党合同大会文書を訳したと思われるものである。

いま一つは、極東民族大会準備のために日本代表団の誰かにより書かれたと思われる「Program of the Far Eastern Conference」という、「1921年12月28日、モスクワ」と末尾に付された英文タイ

プ文書 (f.495/op.127/d.12/108-119)で、中国・朝鮮・シベリア・日本の情勢を分析し、各国及び極東革命全体のプログラムを述べたものである。

この後者は、当時の日本人共産主義者による「Program =綱領」についての認識を知る上で参考になるので、そのc項「日本のための綱領」の項のみを全訳すれば、以下ようになる。

### C. 日本のための綱領 (Program for Japan)

モスクワで日本の同志たちによって作成される綱領Programは、ここに集まった同志たちに、我々日本の同志たちが、どこまでまたどの程度に立ち入って、今日の日本における合法的活動のための政綱Platformと宣言Manifestoを定式化することができるかを、示すべきである。もちろん、その綱領は、日本共産党によって厳密に管理され、方向づけられ、運用されなければならない。世界戦争の結末以来の日本資本主義・帝国主義は、弱さの兆候を示し始め、さまざまな社会改良と社会的措置を通じて、彼らの権力と人民の信頼を確保しようと試みている。我々の労働組合は、数の上ではなお大変小さいが、産業的によく組織されており、組合員大衆は労働政治に関心をもっている。したがって、政治委員会をつくることは、そんなに困難なことではないだろう。イギリスの活動における政治的選挙委員会の場合のように、それぞれの組合が、総選挙その他の政治的目的のための委員会に、選出された代表を送り込むべきである。

当時の極東民族大会日本代表団内の最大の問題は、いうまでもなく、日本での「アナ・ボル論争」が、そのままモスクワに持ち込まれたことであった。その和解策が、さしあたり労働者の政治活動を認める「綱領」づくりであった。

事実、別のファイル (f.495/op.127/d.36/1-2)には、1922年1月23日付けで、日本代表団の旧アナキスト吉田一、北村栄以智、和田軌一郎、小林進次郎が、「第三共産党国際同盟執行委員 同志ヂノヴェブ [= ジノヴィエフ]」宛に「私達は無政府主義を放擲し共産主義者たることを宣言し第三国際共産党の宣言、綱領及手段に基いて日本革命運動の途程に就くことを誓ふ」と署名した、日本語手書きの「決議書」が入っていた。

1922年夏に日本で作られた日本共産党綱領は、このような意味及び次元での「綱領」であり、「プロレタリア独裁樹立」を究極目標とし、労働者の政治活動への参加を認める程度の合意形成で足りる、と理解されていたのであろう。

## 4 22年綱領の起草者・署名者 山川均起草、荒畑寒村・堺利彦署名？

それではこの22年日本共産党綱領は、本当に1922年9月に、正規の全国大会で採択されたものであるのか？ 事実とすれば、大会での正式綱領採択という決定内容においても、7月15日とされてきた創立大会開催日についても、旧来の日本共産党史研究は、大きく書き換えられることになる。このレベルで、従来の研究が主として依拠してきた、第一次共産党参加者と目される人々の回想・証言が、改めて検証されなければならない。

先に松尾・犬丸説を引いて紹介したように、当時の関係者の証言には、創立時の日本共産党に規約のみならず綱領もあったという証言は、ないわけではない。

野坂参三は、堺利彦から第一項目「君主制の廃止」をきりとった「行動綱領」をみせられたといひ(『風雪のあゆみ』第4巻, 新日本出版社, 1977年, 86-87頁), 鈴木茂三郎は、初対面の山川均から無造作に「第一次共産党の綱領」を示されたと証言している(『わが交遊録』『鈴木茂三郎選集』第4巻, 労働大学, 1971年, 24頁)。

高瀬清は、主著『日本共産党創立史話』では触れていないものの、『近藤栄蔵自伝』(ひえい書房, 1970年)に付された座談会『『暁民共産党』と第一次共産党』では、「あとで『英国共産党綱領』といわれる」綱領があり、コミンテルン第4回大会で「持っていった綱領は討議されました。そのうえでプハーリンによる修正が起草された」「日本から持っていった綱領には天皇制の問題が書いてない。それを補正するという意味でプハーリンが修正案を出したわけです。日本に持って帰って討議にかけるといふ条件があるんですから。綱領はきまったのです」という(478頁)。

また、志賀義雄は、浦田武雄からの伝聞として「必要な綱領規約案はやはりつくっていたそうです。最近、浦田さんに聞いてもそうっていました。日本共産党の方針書をすべてモスクワ製とする一部の史家は、日本帝国主義の逆宣伝を半ばうのみにしているのです。その中に、君主制の問題は書いてなかった。というのは、これを書くとならないから、わかり切ったこととしてふれないでおこうということであった」と述べている(『日本共産主義運動の問題点』読売新聞社, 1974年, 69-70頁)。

本資料との関係で注目されるのは、荒畑寒村の第4回予審訊問調書(1930年2月18日)である(『現代史資料』第20巻, みすず書房, 1968年)。

「其後ノ第一次日本共産党組織綱領方針等ガ其大会[極東民族大会]ノ趣旨ニ照応スル様ニ作ラレタモノトハ思ツテ居リマセヌ。例ヘバ其綱領ノ如キモ極メテ簡單ナ公式ヲ採用セルニ過ギザル暫定的ノモノデ、私ノ知ツテ居ル限リデハ第一次共産党ハ遂ニ正式ノ綱領ヲ持タナカツタノデス」(11頁)。

「問 第一次日本共産党ノ創立大会ハ大正十一年七月デアツタノカ。

答 其頃デアツタト思ヒマス。

問 其創立大会ニ於テ被告ハ同党ノ中央委員トナツタカ。

答 左様デアリマス。選任セラレ私ハ就任ヲ承諾シマシタ。

問 第一次日本共産党ノ目的ハ。

答 無産者独裁ニヨリテ共産主義的ノ社会ヲ建設スルコトガ第一次共産党ノ綱領デアリマシタ。其綱領ヲ実現スルコトガ目的デアツタト云ヘマセウ。

問 其綱領ノ実現ニハ君主制ノ廃止, 私有財産制度ノ否認ガ過程トナルノデハナイカ。

答 理論的ニ追究サレレバサウデアルト申ス外ハアリマセヌ」(12頁)。

正式の綱領は持たなかったが、「極めて簡単な公式を採用せるに過ぎざる暫定的」綱領の存在を認めている、とも読める。

ただし犬丸義一は、これを極東民族大会日本代表団がプハーリンから示された「帝政の廃止」を含む「行動綱領」と読むが、それは野坂参三『風雪のあゆみ』第4巻の「君主制の廃止」要求が当

初から日本共産党の綱領的第一要求であったことを根拠づける記述に、引きつけすぎている。加藤『モスクワで粛清された日本人』(青木書店, 1994年)で詳述したように、野坂参三『風雪のあゆみ』は、当時日本共産党議長・名誉議長であった著者野坂と日本共産党公式党史を正統化するための、虚実混淆の「伝説」である。

今日では、極東民族大会でブハーリンが日本代表団に「天皇の廃止」を求めたという徳田球一予審訊問調書(『現代史資料』第20巻, 71頁)に発する「神話」も解体したし(岩村前掲書79頁以下, 川端前掲書315頁以下), そもそも第一次共産党が天皇制打倒をメイン・スローガンにしたという話自体、疑ってかからなければならない。

むしろ、ここに紹介した「天皇制の問題が書いてない」1922年9月日本共産党綱領であれば、当時の党员たちの暫定的な出発点・合意点たりうるであろう。

それではこの綱領は、いつ、どのようにして作られたのであろうか? 筆者はこれを、9月に、ただし正規の「全国大会」での字句の検討などは経ずに、指導部数名により起草・決定され、モスクワに届けられた、と考える。それは、コミンテルン第4回大会への代表(高瀬・川内)の離日時期であるが、高瀬がそれを帯同したか、それとも上海ないしウラジオストック経由のルートで密使により届けられたか、いずれかであろう(たぶん後者)。

ではなぜ「全国大会採択」となるのか、それは、極東民族大会出席者が帰国し伝えたコミンテルンの意向を受けて、22年6月以降9月までに、7月15日とは特定できないが7月の渋谷高瀬下宿での会合を含む幾度かの会合がもたれ、そのどこかで、おそらく口頭で上記綱領の骨子が指導部から説明されて、ほとんど討論されることなしに、指導部に起草が一任されたもの、と考えられる。したがって、それら一連の準備会合のうちで、どれを「全国大会」とするかは、党指導部の解釈の問題となる。

その種の会合としては、鈴木徹三『鈴木茂三郎(戦前編)』(日本社会党機関紙局, 1982年)で「橋浦時雄日記」から引かれた22年「六、七月頃幡ヶ谷における幹事会における山川氏執筆の英国共産党暫定規約(カモフラージュ名)が検討され、党の銅印も発表された(吉原太郎がもたらしたもの)」会合、「この頃山川、徳田、吉田一の三人による片山指令の党改組なるものの」会合(142頁)、高瀬・橋浦証言の7月15日「創立大会」ないし「細胞代表者会議」、その後と橋浦が回想する「山川氏宅」で山川が指導部の分担を割り振った会合、などが知られている(『寒村自伝』290-291頁)。高津正道の「堺、山川、荒畑、橋浦、吉川、私などが組織の秘密の会合を市内のあちこちで持って協議した」という回想もある(高津『旗を守りて』笠原書店, 1986年, 203頁)。荒畑寒村が大久保百人町の自宅で党創立会合を開いたかもしれないと述べた間接証言もある(志賀義雄前掲書, 113-114頁)。9月にも同種の会合があっても、なんの不思議もない。

最後に、署名者・起草者の問題がある。「General Secretary Aoki Kumekichi, International Secretary Sakatani Goro」とは何者であろうか?

結論的に言えば、筆者は、このInternational Secretary Sakatani Goroを堺利彦と特定し、General Secretary Aoki Kumekichiは、従来公認党史においてさえ「初代委員長」とされてきた堺利彦ではなく、荒畑寒村と判定する。ただし綱領自体を起草したのは、堺でも荒畑でもなく、おそらく山川均であろう。署名に付された朱印は、橋浦時雄が回想する幡ヶ谷の準備会議で山川執筆の規約が検

討(承認?)されたさい吉原太郎がもたらしたという「銅印」であろう。当初のモスクワとの連絡に用いられた、日本共産党の公印と考えられる。

これらの根拠を示すためには、別の資料を紹介しなければならない。詳しい紹介は次回以降にするが、コミンテルンに公式に加わったばかりの1923年の日本共産党は、ひんばんにモスクワに公式報告書を提出していた。

それらのなかには、同じ公印を使った文書だが、「Sakatani Goro」をInternational Secretaryではなく、今度はGeneral Secretaryに選んだことを示す23年2月市川大会報告書、コミンテルンから綱領作成指令・草案が届いて、それを討議し審議未了となったことを弁明しつつ、「同志Aoki」をコミンテルン第3回拡大執行委員会総会への代表としてモスクワに派遣することを告げた23年3月石神井大会報告書、なども綴じ込まれていた。これらによって、犬丸・松尾・岩村氏らがあれこれと論じてきた論争点のいくつか、第一次資料によって決着することになる。

まず、1922年夏の「International Secretary Sakatani Goro = 堺利彦」の根拠であるが、これは比較的簡単である。日本共産党綱領と同じオーピンの後ろのジェーロの冒頭文書(f.495/op.127/d.61/1-3)は、「Feb.18, 1923 An abstract of the proposed report to the Comintern」と題された公式報告書で、22年綱領と全く同じ公印が押され、「2月1日、東京郊外で、党大会が開かれた。5名の執行委員、7名の専門部代表、62名の細胞を代表する代議員が出席した」として、その議題を紹介し、新執行部選出を告げている。

その文書の末尾の署名が、「G.S. Sakatani Goro, I.S. Hanada Yoshio」となっており、GS=General Secretary, IS=International Secretary であるから、23年2月大会で新たに選ばれたGSが、22年夏のISと同一人物であることがわかる。この23年2月市川党大会については、出席者数・氏名などいくつか論争点はあるが、日本での従来の研究でも代表者(総務幹事長)に堺利彦が選ばれたことは一致している。したがって、堺のモスクワ向けの党名が「Sakatani Goro」であったことになる。ついでに言えば、この市川大会でIS=国際幹事になったのは佐野学で、「Hanada Yoshio = 佐野学」となる。

「General Secretary Aoki Kumekichi = 荒畑寒村」の根拠は、やや複雑である。そもそも第一次共産党の最高指導者は堺利彦といわれるが、堺は、22年夏全国大会で選ばれた「委員長」ではなく「国際幹事」であった。General Secretary(旧ソ連風に訳せば「書記長」とモスクワに報告されたAoki Kumekichiとは誰になるのか? これについては、高瀬清が22年7月会合で「暫定役員として総務幹事に山川、荒畑、高津、国際幹事に堺、会計幹事に橋浦、規律委員に吉川の諸氏を決定」(『日本共産党創立史話』175頁)と回想し、荒畑寒村『寒村自伝』に引かれた橋浦時雄の「荒畑、山川、高津の三人が総務幹事、堺さんが国際幹事、私が会計幹事になったことは、山川氏宅において山川氏が割振ったものでよく記憶に残っています」という証言がある(『寒村自伝』論争社、1961年、290-291頁)。いずれも堺利彦が「委員長」になったなどとは言っておらず、堺は「国際幹事」で「総務幹事」は山川均・荒畑寒村・高津正道の3人であったという。

ではGeneral Secretaryとして党を代表し、IS = 堺と共に綱領に署名したAoki Kumekichi は、3人の総務幹事中の誰になるのか? 堺が1871年生の日本社会主義の最長老であることは誰の目にも明らかだが、高津は1893年生、荒畑1887年生、山川1880年生、これだけでも総務幹事中の幹事長格

は、山川均である。ましてや橋浦によれば、この役員人事を決めたのは、開催月日は書いていないが(7月高瀬宅会合後の)山川宅での会合で、山川自身が「割振った」ものである。全24条規約の起草者も、山川均とされる。高瀬回想では「どんな文書でも山川さんが書いたんです。わるくいえば堺・山川の党だった」「コミンテルン第4回大会にこの決定を報告する代表の選定に入ったが、この問題は堺、山川、近藤の三氏に委任」されたともいう。これら一連の証言からすれば、日本共産党のGS=Aoki Kumekichiの最有力候補は、山川均となる。

しかし、よく知られているように、山川は第一次共産党との積極的関わりを、晩年まで否定し続けた。多少とも事実関係に触れた『社会主義』第62号(1956年10月)の座談会では、「西、田所、上田の三青年から党結成の報告を聞いて初めて知った」と述べて、盟友荒畑寒村さえ「とうてい私の承服し得ざるところ」と書いた(『寒村自伝』291頁)。

同時に『社会主義』座談会で、岩井章が「共産党が結党したのは大正十年ですね」と述べたのに対し「いや十一年です。十一年の夏ころだったでしょう」と、1921年春の準備委員会ではなく22年夏を創立時期にしている(28頁)。また綱領との関わりでは、しばしば引かれるように、『前衛』22年7/8月合併号の山川論文「無産階級運動の方向転換」を市川正一の3・15公判陳述「日本共産党闘争小史」が「日本共産党の党議決定」としたのに対して「党の意向など頭から考慮に入れていなかった」(42頁)と答え、23年石神井大会で山川が天皇制打倒に反対したとする俗説に、次のように反論する。

「少なくとも私のところの細胞では、この細胞は論客ぞろいでしたが、天皇制が議論になったことは一度もありません。第一その綱領[日本共産党綱領草案]のことはウワサを小耳にはさんだという程度で、正体の本文を見たことがなかったのです。それから数年後、昭和二、三年ごろでしょう。フランスで出版された各国共産党の綱領を集めた本で初めてそれを読み、これだなと思ったくらいです。ところが後年になって、共産党側ではこの時、私が天皇制打倒に反対したようなことを言い触らしているようです。日本の共産主義運動の歴史を書いたアメリカの本にも、共産党側の神話をそのまま取ってそう書いてます。石神井大会には私は出ていないし、その他の機会、たとえば堺さんや荒畑さんなどの私的な話の中でも、天皇制の問題を論議したことは一度もなかった。私が天皇制のことに触れたのは、『労農』創刊号の論文で、ほんの一と言触れたのが初めてです、あの一と言は裁判の時に食い下がられて困ったのですが 歴史をつくり変えることは共産党の学[風]習ですが、これなども共産党のつくった神話の一つです」(33頁、後に『山川均自伝』岩波書店、1961年、395頁)。

しかし、「君主制の廃止」をかかげたいわゆる22年綱領草案ではなく、ここに紹介した「天皇制の問題を書いてない」22年9月綱領なら、山川均起草でもおかしくない。筆者は現段階では、その内容的特徴からして 署名者Aokiではなく、綱領起草者については、山川均と推定する。英文タイプ文書なため、筆跡鑑定は困難で、あくまで推定に留まるが(当時の指導者たちの英語力、英文タイプ保持者と字体の特徴等から、タイピストを特定できる可能性はある)。

同時に、生まれたばかりの日本共産党は、ポリシェヴィキ型の「書記長」制度をまだ持っていない。「加入条件」である「民主集中制」理解も牧歌的だった。綱領にGSと署名できるのは、山川・

荒畑・高津の3名で、「総務幹事長」は決まっていないうのである（犬丸前掲書180頁は「堺利彦が委員長（General Secretary）となったという点ではほとんど一致」とするが、それは直後の高瀬『創立史話』の引用と矛盾する）。

ただし、橋浦時雄は、1957年の荒畑寒村からの問い合わせの後、56年に書き出した回想録を66年に「第一次共産党事件の経緯」としてまとめている。そこでは、1921年春の日本共産党準備委員会＝第1期の役員を「準備会の幹事に堺、山川、荒畑、高津、近藤栄蔵、橋浦が当り、堺国際、山川総務、橋浦会計などがきまった。荒畑は京都で下獄してその年の末に出獄した」としたうえで、第2期＝22年初めから7月15日「第一回大会」までに「荒畑出獄、総務主席就任、近藤栄蔵幹事辞任」と記し、第3期＝7月15日以降23年2月市川大会までの時期について、「堺国際、荒畑総務主席（関西西部兼任）、橋浦会計（兼産業部）、高津政治部、浦田農民運動部、吉川規律委員会長等が選任」されたと回想している（『橋浦時雄日記』鈴木徹三前掲書、141-142頁）。これが正しいとすると、「山川総務」は21年準備委員会の段階で、22年は荒畑寒村が「総務主席＝General Secretary」であったことになる。そしてこの方が、執行委員会が互選で「総務幹事長1名、総務幹事2名、国際幹事1名、会計幹事2名」を決めるという創立時全24条規約第14条にも近い（松尾前掲論文、86頁、ただし橋浦66年回想では、山川・高津が総務幹事であったかどうかは不明）。なお、典拠は不明だが、警察資料である立山隆章『日本共産党検挙秘史』では、創立時共産党の「最高幹部（執行委員）」リストに、堺・山川・橋浦・高津とともに「荒畑勝三（委員長）」を挙げている（92頁）。

そして「Aoki＝青木」とは、第一次共産党時代の荒畑寒村の党名であることは、予審訊問調書で荒畑自身が「大正十二年二検挙サレタ第一次ノ日本共産党ノパーティネームトシテ青木ト云フ名ヲ使用シテ居リマシタ」と認めている（『現代史資料』第20巻、7頁）。

さらに、後述モスクワへの石神井大会報告書で、大会後のコミンテルン第3回拡大執行委員会総会への日本共産党代表に選ばれたのは「com. Aoki（同志青木）」で、それが荒畑寒村であることは、『寒村自伝』等から容易にわかる。創立時日本共産党綱領に署名したGS＝Aoki Kumekichiとは、「極メテ簡単ナ公式ヲ採用セルニ過ギザル暫定的」綱領の存在を認めていた荒畑勝三＝寒村であったと判定できる。なお、綱領原文とともに本稿草稿を読んだ石堂清倫氏によると、内容的には山川と思われるが、英訳の文体は荒畑ではないか、ともいう。

山川により起草されたと思われる、荒畑・堺によって署名された日本共産党綱領に記された「全国大会、1922年9月」とは、あるいは橋浦の回想する7月高瀬宅会合後の山川宅の指導部会議、荒畑が述べたという荒畑宅での創立会合であったかもしれない。これが、綱領採択という指標からみれば、日本共産党の創立＝第1回大会である。もっともこの時期の共産党が、規約通りに動いていたとは考えにくい。あるいは6-9月の一連の会合を集約して、荒畑・堺・山川が「全国大会」とモスクワ向けに僭称した可能性も否定できない。とにかく日本共産党は、1922年夏、「綱領には天皇制の問題が書いてない」まま、ひとまず綱領と規約をもち出発した。

## 5 23年2月市川大会報告書からみた日本共産党「創立」の時期

次に、1922年7月高瀬宅か、その後の8月ないし9月の山川宅・荒畑宅その他の会合であったか

はともかく、綱領に記された「全国大会」を「創立大会」と筆者が認定するのは、別に松尾・岩村・川端氏らの1921年春創立説を否定し、通説・犬丸説につくからではない。1921年4月24日(?)に「日本共産党宣言」「規約=憲章」を作成し暫定執行委員会を持ったいわゆる日本共産党準備委員会も、同年後半の近藤栄蔵らによるいわゆる暁民共産党も、コミンテルンや中国・朝鮮の共産主義者たちから「日本共産党」として扱われてきたことは、今日では常識に属する。そしてそれが、22年9月「綱領」の内容からして、1919年コミンテルン創立大会にリュトヘルスにより紹介された「日本の社会主義者の挨拶」や21年4月暫定執行委員会「宣言」の延長上にあることも明らかである。

筆者が敢えて1922年夏創立説につくのは、何月何日かは特定できないが、22年夏に正規の「全国大会」が開かれ(あるいは開かれたかたちをとり)、そこで綱領・規約をつくり、コミンテルンに報告して承認され、正式にコミンテルン日本支部として再出発するからである。筆者のいう「コミンテルン型共産党」としての日本共産党成立である。

犬丸義一が、松尾尊允の7月15日説への疑問に対し「非合法・非公然活動である戦前の共産党の場合、文献史料はありえず、記憶以外にない以上、徳田球一の記憶で、一九三二年の六月の終わりに決定されたものであることは確かであるが、戦後になって、共産党を離れている高瀬清も七月十五日と記憶しており、高津、浦田が肯定し、四人が一致しておれば、ほぼ確実と私は考える」(前掲書、394頁)と答えたひそみにならば、「文献史料」が出てきた以上「22年9月」と主張することも可能であるが、筆者はむしろ山川均にならば、敢えて「22年夏」としておく(前掲『社会主義』座談会、28頁)。

1922年夏の全国大会を第1回=創立大会と認定する根拠は、もうひとつのモスクワ・ファイルによる。「March 25, 1923」の日付で、例の公印は押されていないが、「The General Secretary Sakatani Goro, The International Secretary Hanada Yoshio」の直筆署名がある報告書「A Report to the E.C. of the Comintern on the General Status of the J.C.P.」(f.495/op.127/d.58/7-12)の存在によってである。

そこでは、前便23年2月18日報告では議題・規約改正・役員改選などが簡単に報告されたのみだった「2月1日」東京郊外開催の「全国大会」が、「J.C.P up to the time of the 2nd National Convention」の見出しで、「日本共産党第2回全国大会が、1923年2月5日に開かれた。大会参加者総数は73名、内5名は執行委員、8名は各専門部代表、2名の第4回世界大会代表者、それに細胞を代表する58名であった」と開催日・出席者構成が訂正され、「第2回大会」と明示された。議題は「1.総務幹事報告、2.国際幹事報告、3.会計幹事報告、4.各専門部代表報告、5.提案についての討論、6.執行委員会選挙」と整理され、「1922年8月から1923年2月まで」の党活動が詳しく報告されている。この報告書によると、第2回大会時の細胞(cell)数は22年8月時の42から62へと増え、総党員数は361名になったという。

それは、大会出席者数について、犬丸義一が日本の官憲記録・回想等から考証した「2月4日」市川大会の出席者17名(前掲書、264頁)よりもかなり多い。細胞数・党員数も、3月15日石神井大会時について犬丸が考証した14細胞・党員数58人(同277頁)の4-6倍の規模で、モスクワに報告されている。10人の執行委員が選ばれたとするのは犬丸考証と一致するが、この報告書は、執行

委員の氏名は挙げていない。その代わりに、党財政を月毎で詳しく報告し、単位が円であるかどうかははっきりしないが、例えば「22年10月 収入15.00 支出2.207.65 残1.189.15」などと細かい数字を挙げる。申告黨員数と予算（＝コミンテルンからの援助？）が連動しているとも考えられる。そして、3月15日に綱領問題での臨時党大会を開いたが、それは「別紙報告 a separate report」で詳しく報告する、と結んでいる。

いずれにせよ、同じ「Sakatani Goro = 堺利彦」の署名した公式報告書で、1923年2月の大会が「第2回大会」と明記されているから、前年22年夏の「全国大会」は「第1回＝創立大会」とならざるをえない。ただし党務・会計報告が「1922年8月」から報告されていることは、「第1回大会」が9月ではなく8月、ないし高瀬回想のいう7月と想定されていた可能性もある。1922年8月の党財政は「収入9.031.00」（支出2.307.94残6.723.06）と他月に比しても巨額の収入である。これが円建てだとすると、党創立のためコミンテルンからの援助があり、総額9031円（野坂参三にならって当時の1円＝現在約1000円と控えめに換算すると約900万円、立花隆風に4000倍とすると3600万円）の党資金で出発した、とも読める。

この第2回市川大会関係報告書は、次回以降に紹介・解説するが、この資料も、日本共産党創立大会の時期を、1922年7月ないし9月と確定するものではない。22年夏に創立大会があったとコミンテルンに報告されていたことを示すに留まる。

ちなみに、これまでの研究では全く注目されていないが、日本共産党創立を「1922年9月」とする日本側の記録も、ないわけではない。それは、『現代史資料 16 社会主義運動 3』（みすず書房、1965年）に収録するにあたって、編者山辺健太郎がなぜかわざわざ「党史にかんする部分は信用できない」と注記した、3・15、4・16事件統一公判裁判長宮城実の「私の経験より見たる共産党事件の審理に就て」と題する1933年の講演記録で、「大正11年9月5日に愈々日本共産党が成立せられた」と、典拠は挙げずに、日付まで特定して述べていた（594頁）。無論、第一次共産党事件判決文の採用した1922年12月（『日本政治裁判史録 大正』第一法規、1969年、367頁）とも、統一公判で日本共産党獄中指導部が主張した22年7月説（市川正一『日本共産党闘争小史』国民文庫、1954年、51頁）とも、異なっている。（つづく）

（かとう・てつろう 一橋大学社会学部教授）